

## 個人住民税のあらまし

### 《個人住民税とは》

個人住民税とは、納税義務者となり得る個人に課税される税金(地方税)です。町民税と県民税の総称で、町県民税とも呼ばれます。

原則として住所地で課税され、所得に応じて負担する所得割と広く均等に負担する均等割で構成されています。(均等割のみの負担となる場合もあります。)

### 《納税義務者》

- 1月1日(賦課期日)現在、東伊豆町に居住している方
- 1月1日(賦課期日)現在、東伊豆町に居住していないが、町内に家屋敷、事務所、事業所などを有している方

※1月1日以降転出等により、住所地が変わっても納税する市町村は変わりません。

### 《課税対象》

前年(前年の1月1日～12月31日)中の所得

(賦課期日現在東伊豆町に居住しておらず、家屋敷等がある方については所得による課税はありません。均等割額での課税となります。)

### 《徴収方法》

#### ● 普通徴収

個人事業主の方や、給与や年金から個人住民税を引き去る事が出来ない方は、納税通知書(納入書)によって年4回に分けて納付します。

#### ● 給与からの特別徴収

給与支払者(会社)から給与支払報告書の提出があった人は、町から給与支払者(会社)あてに特別徴収税額通知書が送付され、6月から翌年5月まで、毎月の給与から個人住民税が徴収されます。

● 年金からの特別徴収

前年中に公的年金を受給されていた方のうち、当該年度の初日において65歳以上の公的年金受給されている方が対象となります。4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月が納期となります。初めて年金から特別徴収される方、前年度に特別徴収されていない方は、個人住民税の年間の税額2分の1に相当する税額を、10月の年金から特別徴収され、残りの税額を納付書で納付する事となります。

問い合わせ先：東伊豆町役場税務課 課税係 0557-95-6201(直通)